

# 真の民主主義と二院制

——経済学と政治学の融合——

山 崎 弘 之

## 目 次

- 1 経済学と政治学の融合
- 2 真の個人主義とは
- 3 民主主義は意思の制約
- 4 共同存在としての人間
- 5 判断の主体は非人称の世界
- 6 社会と無意識の世界
- 7 法と判断
- 8 あるべき二院制

## 1 経済学と政治学の融合

ハイエクは周知のとおり、単なる経済学者ではなかった。1936年<sup>(1)</sup>を機に経済学プロパーの世界から社会科学全体の立場に立ち、経済学はもとよりあるときは社会学、あるときは法哲学さらには理論心理学と哲学を展開する射程の広い学者であった。しかし、その理論構造は一貫して、演繹論の立場を堅持して社会科学全般を見渡して徹底した原理を展開してきた。その意味で矛盾のない理論の構成と提案の構築を心がけた理論家であった。その中で本稿は真の個人主義を通して、真の民主主義から具体的な二院制のあるべき姿を見ることとした。

ハイエクは『個人主義と経済秩序』（「真の個人主義と偽りの個人主義」）で明らかにしたが、われわれが政治体制や経済体制を論じるとき固定観念に囚わ

れて正確な吟味を怠ってきた、というのであった。今となつては（1989年のベルリン崩壊後）共産主義や社会主義を了解する政治学者、経済学者そして為政者はほばいないであろう。それは民主主義を否定してきたからである。しかし、その昔共産主義や社会主義は民主主義を標榜して憚ることなかつた。つまり、その体制に民主主義がまことしやかに溶け込み、あらためてその真偽を課題とする機会に恵まれなかつたのである。

もちろん、共産主義や社会主義は圧政を強い自らそれを拒んできたということもあろう。ハイエクはその固定観念や強制を批判して『隷従への道』を上梓したのである。社会主義や共産主義も一旦国家の手に委ねられると全体主義（計画経済）と同じもので、真の個人主義とは大変かけ離れたものであったからである。これを恐れず、虚心坦懐に体制を批判したのがハイエクであった。

言葉を換えれば、民主主義を自称する国家でさえ固定観念に留まり、その真相を解明することを怠ってきたというのである。人間は公人の立場に立つと個人の受動的立場から離れ、能動的立場に変身してしまうのである。議員であれ、為政者であれ、判事であれ、要職に就くとその個人は威信の下で誰もがパターンリズムに陥り易いのである。このパターンリズムが曲者なのである。何々主義の問題のまえに人間の深層に宿る原罪にメスを入れねばならない。

現代はどうであろうか。残念ながら、この傾向はいまだに続いているのである。では、なぜ社会主義にそして民主主義に真の個人主義そして真の民主主義が確認されず、偽りが溶け込んでしまうのであろうか。なぜ、時の為政者が社会主義は民主主義と全く異なる、と毅然と言い切れないのであろうか。いまだにその社会主義国家は存在する。さらに、いまだに社会主義と称する国家は民主主義だと言い張っている。

その理由は、まず多数決という民主主義に限界がある。人間（為政者）は一旦政権を担うとパターンリズムに陥る。パターンリズムは多数派をこよなく愛す。その多数派は無制限の権力を持つ。この悪循環がまかり通るという具合である。誰にでも人間の奥底にパターンリズムが宿っている。政治学はこれら二つを監視、解決していくために確かな制度（国家機構）をもたねばなるまい。

しかしながら、これらは究極人間の問題である。国家や社会は人間個人によってつくられているからである。

たとえば、日本を例にとろう。アジアで日本はまれにみる民主主義国家として自他ともに認めるところである。しかし、ハイエクの指摘に従ってみて、はたして日本は真の民主主義国家か、そして偽りの個人主義になってはいないか、と問われた時、誰が今の日本は民主主義国家です、偽りの個人主義は存在しませんと応えることができようか。社会主義の対極にある民主主義国家、先進資本主義国と言えども、われわれはこの課題を厳密に見つめなおさねばならない。人間に潜むパターナリズムがどうしても頭をもたげてくる。後述するように、この視点が日本には欠けていると言わざるを得ない。そのパターナリズムは政治学者よりも経済学者が課題にしてきたのである。なぜなら、経済学者はいつも価値意識を課題にしてきたからである。そして、経済学者・ハイエクは危惧する、いつの世も「秩序が直接の指令によって創られる体制へと『漸進の不可避性』をもってわれわれを連れ戻す運動」<sup>(2)</sup>に遭遇すると。政治の歴史はその悪循環の歴史ではなかったか。価値意識を持たねばはじまらない経済学者だからこそ政治学へ提言が可能になったのである。

米国に生を受けた制度学派の社会学者（経済学者）・ヴェブレン（Veblen, T. B.）は個人の消費行動に向け批判した。そしてヴェブレン効果（『有閑階級の理論』）という言葉を生み出した。つまり民主主義と資本主義が一定の発達段階に達すると、自分が高所得者であるという階級意識が芽生え、その下の人々に格差を見せびらかす、というのである。それを受けて経済学者・ガルブレイス（Galbraith, J. K.）もまた米国の官僚や有産階級を批判の対象とした経済学を展開した。ひところ有名になったことを記憶されていることであろう、彼は1930年代の米国を批判して、テクノクラート（高度の経営者や技術者）が支配するテクノクラシーの時代である、と言った。格差、つまり一部の特権階級が支配し制度を動かしていることを突き止めたのである。このテクノクラシーは一見して、ノーブレス・オブリージュ（noblesse oblige）のように見えるだけに、当時隠れた保菌者を見出した思いであった。

確かに所得はどうしても格差が生じる。オバマ政権においてもその不平等を訴えるデモが頻発した。つまり、労働分配率（労働者の所得/国内総生産）の是正の要求である。資本主義の構造が資本市場という特定の資本家や機関投資家の資金によって成立する構造を作り出してしまった今日、その打開策が見えないままである。格差是正をどのように解決すればよいのであろうか。どこに問題があるのであろうか。やはり哲学の課題としてとらえねばならないことだと理解したことを記憶している。価値意識をもつ人間の根本構造を分析せねばなるまい。換言すれば、それは制度と個人との関係構造を分析せねばならない。しかしガルブレイスにはそれが欠けていた。一部の経済学者を除いて、米国の経済学者にはそれが足りないのである。プラグマティズムの米国を突いた批判は正しかった。しかしそれに深みのある理論は見えなかった。

これは今の日本にも言える。日本はほぼ単一民族に彩られている。温和な国民性に加えて、東日本大震災時でも整然と秩序を維持し世界を感嘆させた。それだけに民主主義国家と言えなくもない。しかし国家行政を任された官僚がどれほど捨石の精神で民衆のために尽くしてきたろうか。政治家もどれほど民衆のために尽くしてきたろうか。最近の経済指標は偽りの個人主義、非民主主義の構図がはっきりと浮き彫りにされる指標が顕わになっている。財政の赤字では先進国トップの1000兆円超である。年金機構は最後まで確定的な数字をあげることができなかった。年金が年々下がり、若者に明日への希望を失わせている国家、それが日本である。公僕が仕事を怠ってきたと言わざるを得ない。国家赤字を解消する施策が何らとられていないで突き進む姿は責任感に乏しい官僚と為政者の集団と言わざるを得ない。官僚主義国家の日本は破綻しないか。

それは選挙民という個人の利益を直接背負った為政者と縦割りで融通の利かない、そして経済規模というパイだけに依存してきた官僚によるマンネリ化がもたらしてきた付けが今になって顕わになったのである。その意味では、日本人すべてが総懺悔しなければなるまい。日本は技術では世界一の経済国家であるが、政治では墓穴を掘る国家になりかねない。ギリシャ以上に国家財政の危機が迫っている。何はさておき今の為政者は優先順位のトップと位置付けて、

この国家赤字の解消策に専念すべきである。オバマ政権下の議会は国家赤字の危機を止めるべく、国家運営組織の一部を国民の反対を押し切って止めたではないか。日本はその爪の垢を煎じて飲む必要がある。

必要な視点は明らかだ。国家や社会の制度を構築する個人がどのようなエートスをもって臨んでいるかである。いわば、政治学や経済学の根幹に個人と国家や社会との関係を厳密に見つめる姿が欠けていることは明らかだ。経済学者にして社会学者そして哲学者のハイエクはあえて政治学に問い糺したのである。そこから見えてくるものを考えてみよう。要は、経済学と政治学はこれまで以上に融合をとらねばならないという立場である。

そして、それは究極個人の問題である。その意味で、個人はどうあるべきか、その個人が創りだす制度や国家そして立法組織が問われる。あらためて、その制度を創りだすのは個人、立法するのも個人である。したがって、そのあるべき個人を求めなければならない。そのあるべき個人の姿に真の個人主義が宿る。その真の個人主義が真の民主主義をつくる。換言すれば、制度を創りだす個人、代議員を通して立法する個人が今問われている。ことは現象学的である、個人と国家、社会そして制度は互いに間主観の構図のなかにある。最後に具体的な提案として制度論の中の一つ、議会の二院制を取り上げてみよう。

その前にまず近世哲学の流れの一つ、スコットランド学派（常識学派）の言説から見よう。ハイエクはそこから原理、全体論そして演繹論を起こしている。

## 2 真の個人主義とは

ハイエクは、思想は近世の哲学者や思想家で十分だと何度も言ってきた。近世の哲学や思想は現代にも耐えうるものである。既に彼らはこの演繹的構図の解明を終えていたのである。しかしながら、現代は情報過多である。それだけにその中に埋没して自己を見失うという困った現象に陥り易い。演繹的構図すなわち全体論が情報過多の中に埋もれてしまっている。また人間社会の新陳代謝という世代交代を踏む歴史の中でこれら思想が忘却と化している。どうやら

新しいものに囚われるところに落とし穴があるようである。18世紀の思想家や哲学者に確かな糸口を得ることができる。

既述のように、制度と個人は車の両輪である。制度は個人によって作られるが、同時にまた個人も制度によってつくられる。それには、制度は原理や全体論そして演繹論に照らしていただきなければならない。ここに好循環の関係を見て取れば幸いである。その好循環はどのようなことを指すのであろうか。ハイエクはスコットランド啓蒙主義の思想家・アダム・ファergusンの言説を引用して述べている。ファergusンは述べている。

「諸国民は、人間の行為の結果であるが人間の設計の結果ではない諸制度に出会わす...。」<sup>(3)</sup>

ハイエクはこれに説明を施す。「自由な人々の自然発生的な協力は個々人の知性が完全に理解できないほどの偉大な物事をしばしば創りだすこと、そういうことが個人主義の主張である。」<sup>(4)</sup>と。そしてこの「自然発生的な協力」の結果が政治で言えば国家や法であり、経済で言えば貨幣や市場、さらには言語である。そして、この言説は一人ファergusンのものだけではなく、「ジョサイヤ・タッカーとアダム・スミスとエドモンド・バークの大いなる主題であり、経済生活だけでなく大部分の真に社会的な現象についてのわれわれの理解の基礎となった、古典経済学の大なる発見である。」<sup>(5)</sup>と言う。つまり「真の個人主義は自然発生的な社会的産物の形成を解きあかすと主張することのできる唯一つの理論である。」<sup>(6)</sup>経済現象は自然発生的に協力関係を創りだし、個人はこの機構に依存している。その機構は、所詮個人は演繹的機構に組み込まれている、という言説である。

彼らは社会的な演繹機構を経験的に学び取ったのである。社会と個人は鶏と卵のような関係を想起する。しかし大切なことは、社会は個人の自覚なしに（無意識に）「偉大な事物をしばしば創りだす」という事実である。医者が病気を治すというが、人間は病を自然に治癒できるのである。医者は側面からの援助

でしかない。その意味で、ノーブレス・オブリージュの立場にある為政者もその自然な姿の応援でしかない。要は、真の個人主義において為政者も一般個人も何一つ区別はない。諸個人が持たねばならない自覚は人間の有限性とその有限を補う社会的組織や制度である。それだけに次の命題が問われる。

20世紀の政治的かつ経済的問題は社会主義と自由主義という体制論であった。そして、それはどのような国家体制であるかという問題であった。国家の幾つかはマルキストに始まるイデオロギーを含意していたからである。そのイデオロギーは個人を軽んじていた。第二次大戦を経ても圧政による国家はなくならなかった。いや冷戦で象徴されるように、自由主義国家から見て世界は最も緊張を強いられる社会主義国家が出現した。個人はこの圧政に苛まれた。全体主義が終焉したかに見えたが、その全体主義と何ら変わらない社会主義が台頭したのである。自由は「...からの自由」ではなく「...への自由」が叫ばれた。つまり、ファーガスンが掲げた自然な諸制度や自然社会という演繹からはほど遠い、合理的に施策を一部の為政者に委ねられた国家が幾つも出現した。

ハイエクが声を大にして叫ぶ批判はこの国家のイデオロギーである。これは合理論というような哲学に基づく説明を要しない。ヴェブレンやガルブレイスが掲げた、誰もが心に潜むテクノクラートに共通する悪しき意識である。真の個人主義はこの意識にまっこう挑戦したのである。今日でもこの国家と個人との健全な関係が確認されるとはかぎらない。日本もその一つの国家である。したがって、ハイエクは次のように述べる。

「真の個人主義は強制的権力の必要を否定するのではなく、強制的権力を制限することを欲する—強制的権力を、他人による強制を防ぐため、そして強制の総計が最小限に縮小するためにはどうしても必要な分野に制限することを欲するのである。」<sup>(7)</sup>

われわれ人間にとって国家は必要である。とりわけ、自然発生的な姿を見るにつけ、また国家は人間が生きるにつけ、社会的必要不可欠な機構である。人間

は自然な機構を無意識につくりだした。イギリスの哲学者デビッド・ヒュームは『人間本性論』（「道徳について」）で述べている。「人間は他の動物に比べて本当に弱い動物である。しかし、その弱い人間が強くして今日まで生き延びながらえたのはひとえに社会のおかげである。」<sup>(8)</sup>と。社会や国家は弱い動物、人間を護ってきたのである。

だが、その国家の姿がしばしば圧政を国民に強い、国家間の争いを起こしてきたことも事実である。弱い動物であるからこそ国家や社会が存在するのである。しばしばその国家はその自然な機構を忘れて施策に走ってきた。そしてパターンリズムにそして圧政に繋がっていった。いわば、社会と国家は自然に出来上がったが、国家は自然な姿を忘れる存在になってしまった。「国家は自然に創られる」から「意図的に創る」に移行してきたと言わざるを得ない。

ハイエクが強調することは、それほどまでに国家は消極的に存在として制約を課しなければならない存在になってしまった。その理由は個人にある。個人は自らに宿る差別意識から出発し、それが高じてヒエラルキーをつくり、それを上り詰めるとテクノクラートとなる。そのテクノクラートがいつでもどこでも台頭する。そして残念ながら、人間社会そして国家は既述のように、「秩序が直接の指令によって創られる体制へと『漸進の不可避性』をもってわれわれを連れ戻す運動」をもつ存在になってしまった。

繰り返すように、ハイエクはタイムカプセルに入れられてしまっていた共同存在論、全体論そして演繹論を古代哲学から掘り起こしたのである。

### 3 民主主義は意思の制約

現代の民主主義は周知のとおり、多数決による代議制度（もしくは代表制）をとり、諸個人の代表である議員が選ばれ国政に与かる。ここで絶対に踏み外してはならないことは、議員は選出母体の限られた諸個人の利益を背負うということではなく、社会全体、国家全体もしくは世界の観点から価値観や利益を追求するという立場に立たねばならない、ということである。これは政治の要



諦である。これを忘れた議会制民主主義がまかり通るとなれば衆愚政治ということになるであろう。もとより、個人の価値観を否定しているのではない。個人は諸財を求めて生きている、価値観をもって生きている。その個人の原動力は社会の原動力でもある。政治と経済とは相即不離の関係にある。しかし、残念なことにとどの国も程度の差こそあれ、この衆愚政治が散見される場所である。言い換えれば、真の民主主義、真の個人主義が成り立ち得ない事実遭遇している。

民主主義には既述のように、限界がある。それは、個人は無知でありながら自らの利害を直接的に国家や社会に求めるからである。国家や社会が構築する目的は個人から見て直接つながらるものではない。この点に関して徹底して無知を通して個人の有限性を迫ったのはハイエクであった。この壁を個人は観念した動物のように持たねばなるまい。つまり、個人はこの全体的目的に与かる個人でしかないのである。この個人は為政者にも一般個人にも共有されねばならないことは言うまでもない。

社会や国家そして制度を創りだしているのはどこまでも個人である。しかし、個人はあくまでも演繹の関係で社会、国家そして制度という全体性に与していかねばならない。民主主義はそのような真の個人主義の人間から出発しなければならない。では、その全体性と個人との間にどのような靱帯が可能であろうか、そして結ばれているのであろうか。この一見矛盾めいた靱帯をはっきりした形で描かねばならない。要は、個人は演繹の構図のなかで制限を受ける、と同時に国家や制度を司る意思も制限を受けねばならない。したがって、個人に対しては非人称の社会を強い、国家や制度に対しては意思の制限を訴えねばならない。

この演繹の関係は誤認を生んできたハイエクは言う。なぜなら、単純に社会や国家に従う個人なら、全体主義や社会主義を即想起するからである。この演繹的な機構もしくは統治機構は常に誤認されてきた。それだけに、この演繹の構図は完全なる理解の下で堅持されねばならない命題である。

ハイエクは『法と立法と自由 I』の冒頭で次のように述べている。

「事実誤認が統治組織のもっとも決定的な課題，すなわち別の『意思』を上位に置かずにどうやって『人民の意思』を制限するかという問題に，長いこと答えがないかのように見せつけてきたように思う。大きな社会の基本秩序が全面的に設計に依拠することができず，したがって特定の予見可能な結果をめざすことはできないということが認識されれば，すべての権威の合法化としての，一般的意見によって是認された一般的原理への委託という用件が，そのときの多数者の意思を含むあらゆる権威の特定の意思を有効に制限すればよいということが，すぐわかる。…私の関心事であるこれらの問題に関するかぎり，デヴィッド・ヒュームやイマヌエル・カント以降，もの考えはほとんど進歩しておらず，…価値の地位を全ての合理的構築物から独立した指針的条件としてはっきり認識したのは彼らで，その後，彼らの線を越えた者はいない。」<sup>(9)</sup>

ヒュームとカントは統治機構の原理をはっきりと捉えていたと。価値意識は「合理的構築物」という国家や制度から独立して堅持されねばならない。したがって、「合理的構築物」への制限，そして個人のスタンスとしては非人称の社会的人間，このことに気付いたのは彼らで，彼ら以後秀でた原理はないと言いつ切る。言葉を換えれば，個人の意思もそして為政者の意思も制限されねばならない。価値意識は常に「一般的意見によって是認された一般的原理への委託」に求められねばならない。すべての個人はこの一般的原理に基づいて参政しなければならない。

換言すれば，為政者の個人もそして被治者個人も共に秩序や調和に向けて有らしめられてある存在を自覚しなければならない，ということである。真の個人主義が主張してきたところである。われわれ人間は社会や国家のなかであって常にこの演繹的な個人を自覚しなければならない。

これに日本は大変困難な課題に直面している。日本は官僚主義，角度を変えてみると，それは集団主義である。個人はあるときには国家の計画主義に埋没し，あるときには集団に埋没し，個人の社会的かつ共同存在の意義がしばしば

失われて今日に至っている。

社会は個人が持つ、価値から出発してきたことは経済学が教えるところであった。価値は個人と社会を結ぶ間主観の意識から構成さねばならない。その価値もヒュームとカントが述べるように、非人称の構成として構築を余儀なくされている。その現象学的意識が理解されない風土にあるのが日本である。その打開策を民主主義の先進国イギリスを例にとって述べてみる<sup>(40)</sup>。これを克服していくのは個人と制度の問題である。しかし個人も制度自体も人間がつくるとなれば結局、個人そして社会（後に詳論するように、脳の機能から言えば諸個人）の問題である。換言すれば、制度と諸個人は同義語である。互いを醸成する関係である。

民主主義は多数決である。しかしこれほど限界を感じてきた制度もまた他にはないであろう。個人が一定の見識と良識を兼ね備え正しい一票を投じなければならぬからである。しかしながら、繰り返すように、個人という個人が選挙に熱心であればあるほど、自らが持つ利害の塊を一票に含ませることが一般的である。大方の個人はその利害から離れられず、投票というものを利害の反映と理解して憚らない。つまり個人の直接的利害の実現が政治の表徴だと考えているのである。この意識はなんとしても改めねばなるまい。そのためにどのような意識改革が必要であろうか。

制度を見ることとなるが、その制度を創っているのは個人である。結局個人に焦点を当てねばならない。その個人はどのようなことが言えるのであろうか。その基本的な事柄から始めなければならない。

#### 4 共同存在としての人間

結論を先取りするようであるが、古代哲学者が論じた共同存在を述べておかねばならない。既にアリストテレスは人間の共同存在を確認している。アリストテレスはアナログア（類比）<sup>(41)</sup>として人間互いに貫かれているものは何かに注目した。人間の存在とは何かという問いに、ある確かな答えを得ることがで

きる。古代哲学に透徹した理論と論理を見ることができる。少々長い引用であるが辛抱願いたい。アリストテレスは『形而上学』で述べている。

『存在』というのに多くの意味がある〔訳しかえれば、物事はいろいろの意味で『ある』と言われる〕。しかしそれらは、或る一つの自然〔实在〕との関係において『ある』とか『存在する』と言われるのであって、同語異義的ではなく、あたかも『健康的』と言われる多くの物事がすべて一つの『健康』との関係においてそう言われるようにである、詳しく言えば、その或るものは健康を保つがゆえに、また或るものは健康をもたらすがゆえに、また或るものは健康のしるしであるがゆえに、さらに他の或るものは健康を受け入れるものであるとのゆえに、ひとしく『健康的』と言われる。…まさにこのように、物事は多くの意味である〔または存在する〕と言われるが、そう言われるすべてのあるもの〔存在〕は、或る一つの原理（アルケー）との関係において存在と言われるのである。すなわち、その或るものはそれ自らが実体なるがゆえにそう言われ、他の或るものは実体の限定〔属性〕なるがゆえに、また或るものは実体への道〔生成過程〕なるがゆえに、あるいは実体の消滅であり、あるいはその欠如であり、あるいはその性質であり、あるいは実体を作るものまたは産むものであるがゆえに、あるいはこのような実体との関係において言われるものどものこれら〔生成・消滅・欠如・性質・等々〕であるがゆえに、あるいはさらにこれらのうちの或るものの・または実体そのもの・否定であるがゆえに、そう言われるのである。〕<sup>(12)</sup>

このくだりを読むと経済学の原理を彷彿とさせてくれる。なぜなら、生産手段の一つ一つは最も個性的な財であり、これが構成要素となって完成生産物が出来上がっている。その個性的な手段を持っているのは個人である。古代哲学はこれをアナログア（analogia）として結んで社会や国家を理解した。オーストリア学派経済学の創始者、カール・メンガーはこの個所から『経済学原理』を想起したに違いないと思われる<sup>(13)</sup>。それが随所に散見される。

人間の存在は共同存在である。その共同存在は社会や国家そして制度と理解してよいであろう。その共同存在はある原理（アルケー）に基づいている。その原理は政治や経済では福祉であり、調和、秩序（アリストテレスの譬えなら、健康）である。もとより、福祉、調和、秩序は理念ではない、現存する価値意識によって機能している社会を指している。したがって、原理（アルケー）には全体論としての（プラトニックな）価値が含意されていると言わなければならない。

その原理を原理足らしめているものがアナロギア（類比）である。アナロギアとは福祉、調和そして秩序が貫かれる意義を有している。各個人が与る、福祉、調和そして秩序はそれぞれ「異なる語（概念）」が貫かれ、かつ「同義語」で構成される。「同義語」とは福祉、調和そして秩序である。これは経済社会を考えれば直ちに同意できることである。また「同義語」が貫かれるために「異なる語」は「生成・消滅・欠如・性質・等々」に晒されているのである。「異なる語」とは諸々の財、もろもろの生産手段を考えれば同意できるであろう。要は、人間社会の全体性と、それを構成する質の異なる要素が説明されていると言えよう。政治的人間は同時に経済的人間である。それを貫くものは全体論としての（プラトニックな）価値である。

アリストテレスが明確にしていることは、人間は共同存在としてアナロギアという非人称の世界に置かれている、ということである。その原理を学として起こさねばならない、ということである。その世界、すなわちその学は既述のように、スミスは「偉大な社会」、ポパーは「開かれた社会」そしてハイエクは「自生的秩序」として原理づけた。この学は現代で言えば、政治学や経済学である。機械的に政治学者が人間を対象とし、経済学者が財を対象とするような一極の方法とは異なる。いわば、原理はまさにアナロギアの中にある。ハイエクは古代哲学がしっかり捉えていた原理を現代に掘り起こした、と言えよう。まさにタイムカプセルに入れられていた方法論であった。現代に戻して、それを非人称の世界、第三の世界と言うこともできよう。

この世界は経験的で事実である。経験的といえどもその経験から法則を見出

すというのではない。経験は反面教師的な反省をもっばら提供するしかない。いわば、構築の哲学が展開される。ハイエクが自由を「…への自由」ではなく、「…からの自由」を強調したのもこの理由からである。したがって、この原理は思考の枠組みを提供しつつかつ携わる個人を制約する。原理は全体論を伴い、演繹の中で展開される。いわば、原理と全体論そして演繹とは一つの方法であるが、視点を変えた形容に見える。なぜなら、それは人間の思惟に基づくからである。

タイムカプセルに入れられた原理、全体論そして演繹論をとり戻そう。しかしそう簡単ではない。人間は古代哲学が気付き確立した理論も科学が細分化されるにしたがい失われていったのである。科学は自然科学であろうと社会科学であろうと専門化すれば一見して進歩に見えるが、判断という思惟を弱めることになる。それを回顧して修正するには人間の思惟構造の生得的な仕組みを見るにしくはない。その意味で脳科学は多くのことを教えてくれた。最先端の脳科学を見よう。それは社会科学にとって後援を得ることとなるろう。

## 5 判断の主体は非人称の世界

近世の哲学者、社会学者が論じた人間、この社会的動物、政治的動物の解明を最近脳科学が次々と解明している。その最近の研究に基づいて述べてみよう。

福祉、調和そして秩序は政治や経済が達成すべき究極の判断目的であることは議論の余地はないであろう。さらに、それは非人称の世界、第三の世界で構築されていることを既にみてきた。既述のように、個人主義の個人はこの究極目的に与していかねばならない。その形を演繹と言ってきた。では、その構図を最近の脳科学の研究から見ておくこととしよう。

それにしても、なぜいきなり脳科学なのか。政治学や経済学と脳科学がどのように結びつくのか。ハイエクという経済学者は心理学や哲学の分野に属する『感覚秩序』という論文を上梓したが、認識や判断の根拠を物理的な脳の組織

にも求めた。なぜなら、ハイエクは言う。「社会科学の方法論の問題を扱うにあたっては、しばしば後援となったのであった。つまりは、理論心理学について、私の考えを体系的に検討しなおすことを迫ったのは、社会的な理論の論理的性格に関することがらである。」<sup>(14)</sup>つまり、認識や判断はあくまでもわれわれの脳の組織が編み出すものであるから。心理学と哲学の境界線は難しいが、その組織を抽象と考え、物理的なニューロンの網に見た。ヒュームが気付いていた「観念連合（恒常的接続）」や共感の世界である。それらを結びつけるのは「想像力」であった<sup>(15)</sup>。認識も道徳もそして判断も脳の抽象の機能である。「観念連合」と「想像力」を結びつけるのは抽象の力がなせる技であった。

ハイエクは、この抽象の世界は意識の世界と無意識の世界の共存であることを『感覚秩序』で理論的に解明した。非人称の世界、第三の世界はその無意識の世界の後援なしには成立しないことを理論的に解明した。思惟は抽象の世界でなされる。ハイエクは『感覚秩序』で述べている。

「意識される経験は、環境の十分に意識されない部分、あるいは、無意識の表象の部分から成る、より広い基盤に乗っていて、その基盤は、（質を決定する感覚のインパルスに付随するもののように）意識される表象に位置と価値を与える。この点で、意識される経験は、雲の上にそびえる山頂になぞらえられるのであり、見えるのは山頂だけであるが、相互関係のある位置を決定する見えない下位組織が前提になっている。」<sup>(16)</sup>

この下位組織は広大な裾野に例えられる無意識の世界である。むしろ意識される部分はこの下位組織に乗っている。最近の脳科学はその裏付けを科学的に証明するに至った。結論を先取りすれば、その無意識の壮大な下位組織は社会的なものである。それは倫理がすこぶる社会的であることから分かる。脳科学者・金井良太も『脳に刻まれたモラルの起源』と題して自然科学者らしく機器を用いて、取り組んでいた。

金井は述べている。

「倫理的な善悪の判断は、理性では説明できない感情的な無意識な部分に強く影響を受けている…。倫理の命題は、論理によって証明できる類のものではない。…脳科学は『人殺しはなぜ悪いのか』に答えることはできないが、その代わりに『人はなぜ殺人を悪だと思うのか』という問題には答えを出せる。」<sup>(17)</sup>

「脳に刻まれたモラルの起源」というタイトルで分かるように、モラルは一人の人間が理性や判断で下せるはずのものではない。同様に、「人殺しはなぜ悪いのか」は哲学者や倫理学者でさえ答えを出せない。イギリスの倫理学者・ムーアがメタ倫理学に走ったのも頷ける。どのような道徳的規範が善いかを求める倫理学を規範倫理学（これに対して、どのような道徳的信条を持っているかは記述的倫理学という。）というが、彼らにも答えは出ない。答えられるのは、「人はなぜ殺人を悪だと思うのか」には答えが出せる。それでよいのである。倫理は社会的に判断されるものでしかない。それは脳の壮大な無意識の下位組織からのものであった。つまり、非人称の世界である。「人はなぜ殺人を悪だと思うのか」の答えはこの下位組織のものである。そしてそれはすこぶる社会的なものである。

見えてきたことは、倫理や道徳は確実に社会的なものである、ということである。その社会的なものは社会がそして環境が、そして社会で学習されて培われるものである。スミスは『道徳感情論』のなかで「共感という認知能力が道徳の起源である。」<sup>(18)</sup>と述べた。現代はその科学的検証が脳科学でなされている。金井は言う。「個人の共感力と相関する（脳）部位の多くが、道徳感情と関係する（脳）部位と共通であることが明らかになった。」（かっこ内筆者）<sup>(19)</sup>と。さらに金井は言う、250年前にスミスが『道徳感情論』を上梓したが、その内容は心理学を読む思いであると同時に現代の脳科学で証明されている、と。中間子やニュートリノという理論物理学での仮説が後に科学的に証明されることに同じである。

いわば、判断が広いすそ野を持ちうるから倫理的判断が可能だというならば、



それは無意識の壮大な領域が意識を支えていると言えよう。ハイエクも言う、その壮大な「基盤は、(質を決定する感覚のインパルスに付随するもののように)意識される表象に位置と価値を与える。」金井の言う「山頂」はハイエクの言う表象であり、価値(位置は優先順位)が伴われている。ハイエクのそれは無意識的なものの反映が社会的なものなのである。いわば、非人称の世界や第三の世界(福祉、調和そして秩序)は無意識の広い世界を意味している。では、どのようにして無意識な世界が生じたのであろうか。

倫理は明確な意識の段階よりもっと脳の深部つまり(それが無意識)に構築されている。それは人間の進化の過程で生じてきたものであること。金井は言う、「現代の人間社会の倫理に根拠があるとすれば、それは進化の結果としての人間の脳の仕組みにある。脳という人類共通の基盤があるということは、実は人類に共通の倫理観というものが想定できる可能性を示している。」<sup>(20)</sup>

ここでアприオリの部分と経験が後先なしに培っている仕組みが理解されよう。ハイエクも述べている。『経験論』と『生得論』との論争には、二つの異なる問題が含まれている。と思われる。第一は、固体に関する限りで、感情的質の秩序は先天的であるか、それとも固体の経験によって獲得されるかということである。ここでは、おそらく一般的な答えは不可能である。<sup>(21)</sup>それを学習と言ってもよいだろう。人間はそのような潜在的能力を持ち合わせている。社会言語学者・ソシュールが気づいたように、パロール(発話)からラング、ラングガージュを作り出すことができるのは人間の生得的なものの持ち合わせからきていることを表している<sup>(22)</sup>。経験論とか主観主義とか、言う前に構築が始まっているのである。したがって、その構図を知るにしくはない。つまり、人間がもつ演繹の構図であり、それは方法論として有効な手段である。ハイエクの真の個人主義はその演繹に遡ることができる。

言葉を換えてまとめよう。われわれは真の個人主義そして真の民主主義を求めなければならない。それらは非人称の世界、第三の世界に求めねばならない。それはまた演繹的構造の中にある。その演繹はまた脳の機能にある。ならば万人に向け共通項として、判断は普遍として進めることができる、というものである。

## 6 社会と無意識の世界

そうしたとき、人間に内在する何がそのような社会的機構になじむものが兼ね備えられているのであろうか。哲学者はそれを経験と主観にかかわるものであるしてきた。あるときは経験論が強く出る、あるときは主観のアプリオリな部分が強く出る、といった具合であった。しかし、最近の脳科学でいくつかの点で明らかになってきたことがある。それはfMRI（functional Magnetic Resonance Imaging 機能磁気共鳴画像装置）の機械によって脳に自らが醸成する機能が存在することが明らかになってきたからである。脳の学習により発達し、換言すれば進化の世界が明らかになってきた。

つまり、これを時間軸で見れば、人間は常に進化の過程を歩んでいるということになる。もちろんこれは無限である。その意味で経験論は基礎に横たわる避けられない視点である。同時にカントがいみじくも述べたように、人間はその進化の過程でアプリオリ（超越論的）な部分をも徐々に獲得してきたことも事実である。そのアプリオリな部分を構成する先験的な部分をも持ち合わせるということが明らかになってきた。

したがって、この進化が事実とするならばわれわれ政治学に携わる人々はその進化に載せるべく、個人にそして社会に働きかけねばならない。生物物理学を専攻する金井は既述のように『脳に刻まれたモラルの起源』を上梓した。ここで言っていることは、モラルは理性ではなく心情がかかっていると結論付けている。極論すれば、モラルは自分の意識とは離れた脳のどこかで密かに決められていると結論付けられる<sup>(23)</sup>。脳のどこか、ということは人間の進化の過程で培ってきたところの観念である。ある意味では「無意識の世界が、意識できる世界の外に広がっている」<sup>(24)</sup>ことになる。その無意識の世界が和辻哲郎が言う風土で培われた観念である。そして経済学者・ハイエクが『感覚秩序』で極めた共感につながっていることになる。したがって、政治学者、社会学者そして経済学者もその含みを携えて社会そして政治の教育者として自覚しなけ

ればならないであろう。

ヒュームが述べたように、人間が他の動物に比較してまれにみる脳の発達を遂げたのも進化のおかげである。同時にそれは人間が先験的に発達させる潜在能力を持っていたと考えるしかない。社会言語学者・ソシュールが発話のパロールと記号のシーニェを区別して言語機構を確認したが、この両方とも他の動物には到底不可能な領域である。同時に人間が社会的機構を背景に進化を遂げた理由と根拠が次々と明らかになってきた。これはヒューム、ソシュールそしてハイエクを結ぶ共通項である。換言すれば社会的な生き物として人間存在を学習、発達そして進化でとらえたことで一致する。

そうすると人間の無意識の世界がその社会を形作っているということになる。なぜなら、われわれの生活には成文化されないで成り立つ約束、言葉に出されないで実践している行為等々が多く機能している事実を見ると、それが社会であることに気づく。言われて久しいが、技術にものを言わせて作られたメイド・イン・ジャパンの高級品はしばしば「ガラパゴス化」と言われて日本だけのもの、発展途上国には通じなかった製品であった。和辻が言うように、民族は風土環境によってまったく異なる観念を編み出すのである。社会は人間によって作られているということの奥に個人の無意識の世界が深くかかわっていることに気付かされる。それは限定的であるが、社会的である。

ハイエクが脳の世界を社会に結びつけたのもその理由である。これこそわれわれはあらためて考えねばならないところである。「文明の衝突」として名をはせたハンチントン (Huntington, S.P.) は文明の中に越えがたいものを感じていた。しかしながら、その克服が時間をかけて可能な世界もまた見えてくるのである。このグローバルな現代の世界に息苦しさだけでなく、何とかその越えがたい壁に風穴を開けたい。それは可能である。非人称の世界、第三の世界と脳の無意識の世界とは間主観で結ばれている。その補完構造から、社会は演繹的構造であることを説くことである。それはまことに地味な仕事であり、時間を覚悟しなければならない。

次にこれらを法の世界に目を転じて述べてみよう。

## 7 法と判断

ハイエクは計画によらず、設計によらない第三の機構の世界、すなわち自生的秩序を古代哲学にまで遡り、学の足跡の中に確認した。同時に、それは歴史の中（経験的）に確認したことになる。それがコスモス（cosmos 国家や社会における正しい秩序）対タクシス（taxis つくられた秩序）<sup>(25)</sup>、ノモス（nomos 自由の法）対テシス（theis 「定められた」法）<sup>(26)</sup>であった。「古代ギリシャ人はこれら二種類の秩序を表現するのに明確な単独の単語をもっていた点で一層幸運であった。」<sup>(27)</sup>とハイエクは言う。これらともに前者が自生的秩序であった。それだけに、コスモスやノモスの機構が委縮したり、消滅することを大変恐れた。しかしながら、厳しい現実とくに第二次世界大戦の全体主義、その後の社会主義の台頭を目の当たりにした時の、彼の批判には悲壮感漂うものがあった。自生的秩序の自然な回復、自然な構築は彼の終生の課題であり、社会科学の課題であると捉えていた。

その自生的秩序の世界は抽象の世界、判断の世界であった。これは認識論、道徳論を包む社会哲学であった。それはまた無意識の世界にも大いに依存していることを突き止めたのである。その意味で彼は心理学や哲学を含意する壮大な裾野をもつ、社会学者、経済学者そして政治学者と言えよう。

既述のように、その自生的秩序とは経済（貨幣や市場）、言語そして法の中に見られることを突き止めた。しかしながら、同じ自生的秩序に入れられるとしても、経済と言語は共通性を持っている。ソシユールも言語の説明に経済機構を論じている具合である。それは経済も言語も諸個人に晒されているからである。しかしながら、法は少々趣を異にする。法は経済で言う市場を持たない。法は言語で言うパロールの世界を持たない。では、どのようにして法は自生的秩序を身に着けることができたのであろうか。ハイエクはイギリスの立法機関をお手本とする。つまり、イギリスは市場やパロールの世界に代わる、法の独自の世界を描き続けてきたからである。

法は経済や言語の世界とは逆に、庶民に直接触れられない状況を不可欠とする。なぜなら、一個人の利害にとらわれてはならず、公平や公正を期さねばならないからである。つまり、法（自生的秩序）は公平や公正という命題をもつ、演繹が先行するからである。したがって、法は経済や言語と異なって時間（時代）、空間（地域）において弾力的な意図を含意することが難しいことが判明する。その具体例を二つ見ることができる。もとより、経済や言語においても常に途上の機構というほかない。

一つは、イギリスでは中世に法体系が異なる二つの法、二つの裁判所があった。イギリスと言えば、コモンローや慣習法で有名であるが、それほど簡単ではない。筆者はこれを理解するのに一苦労したことも事実である。イギリスは長らくコモンロー（common law）の体系とエクイティー（equity）の体系という二重の法体系を余儀なくされた。簡単に言えば、信託を巡ってコモンロー（一般法、慣習法）では解決がつかない問題が生じたのである。それは土地の信託の問題である。中世イギリスでは未成年者には土地の所有権は認められなかった。成人になるまで後見人が形式的に所有者にならざるを得なかった。これは信託という概念が発生する契機になった。しかしながら、後見人に悪意を持った人がいると土地を自分のものにしてしまうという事件が起きた。これにコモンローは対応できなかったのである。必要なことは公正の判断である。

つまり、土地が信託される場合、信託を行う人（委託者）、信託を受ける人（資産の運用を任される人、受託者）そして受益者というような三者が公平、公正を巡って争いになった時、コモンローでは簡単に解決がつけられなかったのである。

公正を求めて国王に提訴することができたのである。ここで、エクイティーが登場することとなり、中世にはコモンローを補う形の別な法体系が並行して存在していたのである。このような二つの法体系を持つがゆえに、つまりコモンローの裁判所、エクイティーの裁判所は独立に判決を下していたのである、二つの判決がぶつかることもしばしば出てきた。

もう一つは、これは一般的に理解されていることであるが、イギリスは上院

と下院という議会制度を二つ持ったということである。二院制の起源は周知のとおり、14世紀のイギリスに遡る。当時のイギリスは自然発生的に、貴族や僧侶からなるグループ（上院）と下級貴族や庶民からなるグループ（下院）、二つに分かれて会議体を持つに至っていた。貴族や僧侶が持った会議体の第二院に対して、第一院は、広範囲の人々下級貴族や一般庶民が選挙で選んだ人たちからなる構成員の会議体であった。それぞれが約束や決まりを議論して法を決めていかねばならない。したがって、第二院は庶民が属する第一院で決められる内容に歯止めをかけることが望まれ、期待された。二院の役割が明らかである。ここに二院制の成立した理由を見ることができる。

これら二つの分離、独立は法が経済や言語のように、一般庶民に常にあまねく関わりを持つという環境を持たないからである。つまり、法は経済で言う市場、言語で言う対話という形式を踏むことが希薄な環境にある。しかし、法は経済と同じく公平と公正を命題としなければならず、自生的秩序を維持においては同様である。それを克服するために二体系の法、そして裁判所も二つ用意せざるを得なかったと理解することができよう。現在では二つの法体系を含んだ一つの裁判所が成立している。しかし、この二つの体系の意識が失われたわけではない。

この法の根源に何があるのであろうか。法は一般法、つまり慣習法の色彩をもちつつ、かつ公平と公正を含意しなければならない。コモンローは判例に従い経験的であるとするならば、エクイティの領域は経験だけでは解決のつかない、公平や公正を含むがゆえに、新たな判断を絶えず要請する。前者はスミスが社会的に捉えた共感で解決の糸口が見いだせるであろう。しかし、後者は「信任関係」や「信任義務」という関係の判断が要請される<sup>(28)</sup>。

これは共感という市場原理では解決のつかない課題が浮上したのである。スミスの命題は交換経済に調和を見出していた。どのような利己的な人も市場という共感にかかれれば、立ちどころに利己的利害に歯止めがかかり適正な価格という結論が出る。ここに万人が利益を享受し、納得する社会的公正や公平が実現する。それはあくまでも具体的な財の交換の世界である。

しかしながら岩井克人が述べるように、世の中はこの「信任関係」に満ちていると言って過言ではない<sup>(29)</sup>。大学における教師と学生、医者と患者、弁護士と依頼人等々、「信任関係」が多く存在する。この「信任関係」には経済学の調和や秩序の世界、つまり慣習法（経験）では即対応できなかつた。明らかに第三の世界、判断の世界でなければならなかつた。もとより、イギリスの慣習法の精神が崩れたわけではない。ここに二つの法、つまり二つの法体系が生起せざるを得なかつた。イギリス慣習法は補完法を持たざるを得なかつた。アングロサクソン系の法は経験法の限界を意識しつつ進む世界であつた。いわば、コモンローの世界はエクイティーを伴いながら進化を遂げる世界であつた。

法はまた立法機関にも区別を与えざるを得なかつた。経済や言語と異なつて、庶民に晒される環境よりも独自の第三者機関で立法する必要がある。なぜなら、立法機関は特定の個人や団体の利害から独立して中立を保たねばならないからである。つまり、民主主義が代議員制度を採る限り、庶民の利害を背負つた代議員とならざるを得ない。これを克服するために、上院は庶民がとられる利害と隔絶した貴族による立法機関である。すなわち、上院は立法機関であると同時に裁判も兼ねるといふ機関である。これに対して、下院は組織ルールの制定機関として特化される。ハイエクは上院を秩序の法の立法機関、下院をルールの制定機関としている。イギリスでは裁判官が自生的秩序を担っているといわれるが<sup>(30)</sup>、それは立法機関である上院議員が国民から独立して、立法に励む制度が出来上がっているからである。

政治制度論で必ず論じられるのは三権分立である。一つの権力の台頭を廃するため三極によるチェック・アンド・バランスが欠くべからざるものである。つまり、立法機関、行政機関そして裁判所が互いにチェックし合う仕組みである。これに異論はない。機関間の機構である。しかしながら、これらに個人と機関との関係はなんら現れてこない。われわれが論じているのは、社会や(特に)国家から個人をどのようにして護るか、同時に個人はどのようにして機関に演繹的に組み込まれるかである。既述のように、前者は国家の制限であり、後者は個人の社会的制約である。ここに真の民主主義の精神とそれに基づく制度が

成立する。本来ならば、三権分立に等しく個人と国家や社会との韌帯を取り扱わねば真の民主主義は等閑視されることとなる。解決への途は法と経済が与えてきたように見える。それは側面から真の個人主義、真の民主主義を抽出してきたからである。

デカルトが気づいていたように、ある（存在）は疑いもなく人間である。その人間は価値を編み出す存在であり、それは社会との関わりで生じる価値である。オーストリア学派経済学者・メンガーは財の質に価値を求めず、社会的関わりで価値を見出した<sup>(31)</sup>。社会や国家は自然に存在するが、それは真の個人主義、真の民主主義あつてのことである。そして、それらを結ぶ韌帯は価値で結ばれている。その価値を創り出すのも個人、したがってその中で社会と国家もまた個人によってつくられる。その点で政治学者よりも経済学者の方がより現実的であつ演繹的構図を描きやすかつたのではなからうか。ハイエクは社会科学の中で経済学が一步リードしている姿を見ていた<sup>(32)</sup>。

つまり、三権分立も大切であるが、まずは個人と国家や社会が問われねばなるまい。イーリンクが述べたように、法は権利と義務が内在されたものであり、社会的であると同時に個人的である<sup>(33)</sup>。換言すれば、法を通して判断の世界に入らねばならないからである。それではじめて個人と国家や社会が見えてくる。

アリストテレスが存在を共同存在として説いたが、それはアナログア（共感）を通してであった。その共感としての価値を見据えた、社会的関係構図を既に据えていた。これは現代においても社会や国家と個人を論じる要諦である。その共感の後世の現代になって、経済学では適正な価格であり、法では慣習法と制定法で進化を伴い議論されている。

次に日本の立法機関としての二院制に焦点をあて、具体的な改革案をもって論じてみることにしよう。



## 8 あるべき二院制

ヒュームは『道徳及び政治論集』で次のように述べている。

「共和制の場合にも、…生成当初の時期であれば、野蛮な一人の支配者と同様、法によって支えられるということが殆どなく、また、無制限の権力を行政官もしくは裁判官の地位にある者（magistrates judges）に委ねてしまうという事態は起り得るでしょう。しかし被治者による度々の選挙が権力に対する重要な掣肘となるだけでなく、自由を保持するためには、行政官もしくは裁判官の地位にあたる者（magistrates）に対し、一定の拘束を加えねばならせぬということが、早晚結局は、明らかとなり、このことが一般的な慣習法と制定法（law and statutes）とを生じせしめるという経緯に必ずなっていかなざるを得ません。」<sup>(34)</sup>

ヒュームはあくまでも個人の立場から述べているのである。どうしても「無制限の権力を行政官もしくは裁判官の地位にある者に委ねてしまう …。」ので、国家機関からどのようにして個人を護るかである。慣習法では役立たず制定法（成文法）が必要であると説く。ハイエクもしばしば述べてきた。『法と立法と自由Ⅲ』の副題は「自由人の政治的秩序」であった。そこでしばしば散見されるのは「無制限の権力—現行の民主主義形態の致命的欠陥」であり、「無制限の権力を有するある選出された集会の弱点」等々であった。なぜこのような無制限の権力が生じ個人を襲うのか。

ハイエクも『法と立法と自由Ⅰ』の冒頭で次のように述べている。

「モンテスキュー（Montesquieu）とアメリカ憲法の起草者たちがイギリスで生まれ育った制限的憲法概念を明確にしたとき、彼らはそれ以後の自由主義的立憲制の一つの雛形を確立した。彼らの主眼は個人の自由の制度的

な保護手段を提供することにあった。そして、彼らのあてにした手段が権力の分立であった。周知の形態での立法府、司法府、行政府間の権力の分割は所期の目的を果たしてこなかった。政府は、あらゆるところで、前述の人たちが政府に与えまいとした権力を憲法的手段によって獲得した。憲法によって個人の自由を保障しようとする最初の試みは明らかに失敗に帰したのである。」<sup>(35)</sup>

われわれ日本人にとって、社会科の勉強をした時に習ったニュアンスとはだいぶ異なることが読み取れる。なぜなら、確かに個人の自由の人権が表面から消えているからである。ただ三権分立の概念、三つの機関のチェック・アンド・バランスの意義が強調されるだけであるからである。政治学事典も何の疑問もなく、そのことだけである。しかしながら、ハイエクに言わせればあくまでも個人の自由の保護のために三権が分割されたということである。ヒュームが危惧していた個人が消えているのである。

この無制限な権力からいかに個人を護るかににおいて、米国は英国に批判を向けたのである。ペイリー（Paley,W.）は述べている。「法によって影響される当事者と関係者が知られたときには法制定者の好みがいずれかの側に出てしまうことは避けられないであろう…。」<sup>(36)</sup>確かに一旦法は個人と切り離されねばならないことが説かれる。これはよく理解できることである。だがこのことによって、議会は恣意的権力を持つ可能性が出てくる。これに反対したのが植民地であった米国であった。しかし、この理想は不発に終わってしまったのである。議会は個人との関係において乖離する方向が強くなるばかりだったという。ハイエクは述べている。

「代議員議会の時間と精力の大半が行政を組織・管理する仕事に費やされているために、単に、行政は立法とは異なるものである、ということが忘れさられてしまっただけでなく、また、特定行動をとらせる行政命令が法制定行為の正常な内容である、と考えられるようになってしまった。」<sup>(37)</sup>

「実際、近代の議会制度の性格は、立法という言葉の厳密な意味では、民主主義的立法の必要によってというよりも、むしろ完全に民主主義的行政の必要によって形成されてきた。」<sup>(38)</sup>

したがって、三権分立に存在していた個人の自由は遠のくばかりであったとハイエクは嘆く。国会は国の最高機関として立法を自任するが、それはお門違いで行政権の担い手としての機関となり、立法の立場は希薄になるばかりである。これを個人との関係から見れば、希薄というよりも無きに等しい。ただ行政あつての立法機関そしてその下での個人が初めて登場する、という始末である。ハイエクは続ける。

「立法部が憲法によって規定された方法で決定するものはどのようなものであれ法である、という考え方は、ヨーロッパ民主主義の独特な制度の結果である。なぜなら、これらの制度は、国民多数派の認めた代表者が無制限の権力をもたなければならないのは当然である、という誤った信念に基づいているからである。」<sup>(39)</sup>

国民が投票するのは立法に対してではなく、行政に対してである。国民と政治機関は立法で結ばれるのではなく、行政で結ばれる。そこで多数派工作が大手を振ってまかり通る。こうして、立法部の意義、個人の自由をどのようにして復活させるかが現代の政治学の課題となる、と。

政治制度が確立されるや否や形骸化の方向へと突き進まざるを得なかった。しかも憲法が後押しする。つまり国民多数からは選ばれたのであるから、ということでは代表者は無制限の権力をもつ。なんと不幸なことであろうか。既述のように、近世の哲学者ヒュームとカントが警告した「価値の地位をすべて合理的構築物」に置くこととなってしまう。換言すれば、ほぼ個人の自由は限りなく後退してしまっている。

ここで現代の政治から経済に目を移した方がよいであろう。「特殊な集団に

有利となるような特定行動の計画を支持するには、組織された多数派を形成することが必要となり、それが恣意性や不公平の新しい源泉を持ち込み、多数派の道徳原理と調和しない結果を生み出した。」<sup>(40)</sup>のである。被治者（選挙民）は誰もが社会的かつ政治的課題を持てば、それは政府行政に福祉や給付金や手当を願い出ることである。ケインズが『一般理論』を上梓して以後、雇用や社会福祉の行政施策は連続的にまさに無制限に継続されてきた。社会主義が掲げた社会的正義は民主国家日本にも堂々と存在し続けた。この循環パイプは年々再々太くとも細くなることはなかった。既述のように、それが積み積みもって1000兆円というとてつもない国家赤字となったのである。無制限はこの1000兆円に象徴されよう。カントがいみじくも述べてように、「福祉は、……その規定原理をもたない、なぜなら、その場合には意志の実質的なものが当面の課題であるが、それは経験的であり、したがって規則の普遍性をもつ資格をもっていない。」<sup>(41)</sup>のである、被治者と行政は福祉や給付金や手当を巡って、設計主義や計画主義という原理をもちたいパイプとなってしまった。これを壊さねばならない。日本はこれが喫緊の課題である。

要は、個人と国家との間を結ぶパイプは直接つながらない構図を教育の場で学ばねばなるまい。その教育内容は、二院制の本来の意義である、つまり立法機関を構成する議員は行政ルールを決める立法府(下院)、法を決める立法府(上院)を完全に峻別しなければなるまい。ハイエクは『法と立法と自由』を三分冊にわけ、1「ルールと秩序」は二院制を峻別する根拠、2「社会的正義」は無制限に権力が行使されることに対する批判、3「自由人と経済的秩序」は個人の自由を取り戻す経済実現のために書かれている。

20世紀になって議会制民主主義が導入されるに従い、多くの国でこの二院制を採用されるようになった。上院の貴族院と下院の衆議院は役割が異なることが分かっていたのであろう。日本の貴族院もこれにならってつくられた。しかし、現在の参議院は役割が明確ではない。選ばれる議員も同じ政党の党员であることが多い。参議院は本来なら衆議院のチェック機構を果たさねばならない。しかし参議院の構成員は衆議院の構成員と基本的に変わらない。被選挙権

の年齢が異なることや議案決議の優位等少々の相違はあるが、本来持っていた衆議院と参議院の相違を根本的に意味づける相違は何もないと言えよう。したがって、日本に限って言えば、基本的に同じ機構組織を並べる二院制は二院制の意味は何もない。一院制でよいではないか、という議論が起こるのは当然である。

確かに多くの国が二院制を採っている。しかしその二院制の本来の意義を知らずに、もしくは知っていても実現が不可能なために二院制は形骸化している国が多いと思われる。現に一院制をとっている国（デンマークやクウェート）すらある。その理由は上院の本来の意義がほぼ完全に失われているからではないか。議会が立法機関であることは言うまでもない。したがって、衆議院は行政ルールの制定機関、参議院は法をつくり上げる立法機関にするという完全なる棲み分けをしなければならない。

なぜならば、既述のように、代議員は国民の代表であるが、しかし利益代表ではないのである。日本の代議員は地元の利益代表、もしくは何々族に属した族議員から成り立っていて、よい法案も成立しないというケースが多々起こっていた。その意味で日本は残念ながら真の個人主義そして真の民主主義からまことに遠い先進資本主義国家である。この汚名を払しょくすべくいくつかの提案をしてみたい。要は選挙民から選ばれる議員であるが、その場合、こまかな制度を議論せず、ただ利害がからまない議員を選出する制度にしなければならない。

代議員制度は民主主義に欠かせないものである。良くも悪くも代議員制度は避けられない。だとするならば、名実ともに確実な立法機関としての参議院を構築してはどうであろうか。被選挙権の年齢を大幅に上げる。議員に当選したら終身制とする。ハイエクは参議院について次のような具体的な提案をしている。

「たとえば、40歳とか45歳にして、任期は15年—そうなると、被選挙権者は人間的に十分に成熟しており、政治以外の生活経験も豊かです。それが立法に生かされる。しかも政党の政略抗争から切り離される。また、被選挙権者の年齢をたとえば45歳とすることによって、議員選挙は毎年、45歳の

立候補者を対象に行われることになり、時代の要請や動きを議会に反映させて行くのにも役に立ちます。また、この新制度での平均年齢は、現在よりも高齢とならないはずです。…これらの議員の任期終了には、何らかの公職、たとえば判事の職を保証するようにすれば、彼らはもはや自分の生活のために経済問題の心配はなく、政党政治からはほとんど完全に独立を保つことができるようになるでしょう。…『法のもとにおける政治』つまり、政府の行政と、それを左右する一院が、他の一院の制約下に置かれる状態一が、そのような制度によって、初めて実現されます。』<sup>(42)</sup>

この引用にさらなる説明を加える必要はないであろう。ハイエクの具体的な改革案で非人称の世界、第三の世界、無意識の世界が含意されるべく提案されている。いわば徹底した参議院の独立性を保つ、強力な立法機関が目論まれている。

## 注

- (1) 学兄ミーゼスとの理論的相違を明らかにしたところから、射程の広い分野に進んでいった。Hayek, F.A. *Individualism and Economic Order*, Routledge & Kegan Paul LTD, 1964, pp. 33-56 (『個人主義と経済秩序』に所収、「経済学と知識」47-77頁)
- (2) Hayek, F.A. *Ibid.*, 1964, p. 1. (『個人主義と経済秩序』に所収「真の個人主義と偽りの個人主義」6頁)
- (3) Ferguson, A., *An Essay on the History of Civil Society* 1st ed., 1767, p. 187.
- (4) Hayek, F.A. *Ibid.*, pp. 7-8 (田中秀夫/田中真春編訳『個人主義と経済秩序』ミネルヴァ書房, 1986年, 8頁)
- (5) Hayek, F.A., *Ibid.*, p. 9. (同書, 9頁)
- (6) Hayek, F.A., *Ibid.*, p. 10. (同書, 11頁)
- (7) Hayek, F.A., *Ibid.*, pp. 16-17. (同書, 20頁)
- (8) Hume, D., *A Treatise of Human Nature*, Book III' of Morals' p. 0. (伊勢俊彦/石川徹/中金浩一訳『人間本性論—道徳について—』40頁)
- (9) *LLL1*, p. 6. (『法と立法と自由 I』14頁)

- (10) *LLL3*, pp. 20-22. (『法と立法と自由Ⅲ』36-39頁) イギリスにも失敗がある。あくまでもイギリスが反面教師である。
- (11) この「類比」の「比」はアリストテレスによれば、共通感覚と共通感覚の対象の形相を意味する。つまり、「比」はロゴスであり、理性である。人間社会の世界認識はこの共通感覚によるとされた。
- (12) アリストテレス (出 隆訳『形而上学上』岩波文庫) 1003a30-1003b10
- (13) Menger, C., *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre*, 1871, S. 3 of. (『国民経済学原理』28頁)
- (14) *SO*, p.v. (穠山貞登訳『感覚秩序』3頁) ハイエクは心理学に興味を持っていたが、それをかきたてた理由は心理学が社会科学の方法論を助けてくれたというのである。
- (15) *TH*, p. 92. (木曾好能訳『人間本性論』法政大学出版社, 114頁)
- (16) *SO*, pp.138-139. (『感覚秩序』159-160頁)
- (17) 金井良太『脳に刻まれたモラルの起源』岩波書店, 2013年, 2頁
- (18) Smith, A., *The Theory of Moral Sentiments*, p. 0. (水田洋訳『道徳感情論』344頁及び注の(21) 365頁)
- (19) 金井良太, 同書, 62頁
- (20) 金井良太, 同書, 6頁
- (21) *SO*, p. 106. (同書, 124頁)
- (22) *Saussure*, F. *Cours de Linguistique Generale* publié par C. Bally et A. Sechehaye 1949, P. 33, P. 37. (小林英夫訳『一般言語学講義』28頁, 33頁)
- (23) 金井良太, 同書 1頁
- (24) 金井良太, 同書, 2頁
- (25) *LLL1*, p.37. (『法と立法と自由Ⅰ』51頁)
- (26) *LLL1*, p. 94, p. 124, p. 126. (同書, 123頁, 159頁, 162頁)
- (27) *LLL1*, p. 37. (同書, 51頁)
- (28) 岩井克人「英国の二つの法体系」, 朝日夕刊, 2004年2月3日を見よ。
- (29) 岩井克人, 同紙。
- (30) *LLL1*, pp.118-122. (『法と立法と自由Ⅰ』153-157頁) ハイエクは述べている。「裁判官の努力は自生的秩序を成長させる社会の諸事情への適応過程の一部をなす。…彼はその秩序の一器官となる。…彼は新秩序の創造者ではなく、既存秩序の機能の維持, 改善に努める召使である。」*LLL1*, p.119. (『法と立法と自由Ⅰ』154頁)

- (31) Menger C., *GV2*, S. 10. (『一般理論経済学』 39 頁)
- (32) *IEO*, p. 54. (『個人主義と経済秩序』に所収, 「経済学と知識」 70 頁)
- (33) イェーリンクは述べている。「権利＝法は、不断の行動である。国家権力の行動にとどまらず国民全体の行動である。権利＝法の営みを概観すれば、経済的・精神的生産の分野における国民全体の活動が見せるのと同様の、絶え間ない闘争と行動の光景が見られる。自己の権利を貫かねばならない立場に置かれた個人は誰でも、この全国民的行動に加わり、権利＝法の理念を地上に実現するために、それぞれの寄与をなすのである。」 Jhering, R., *Recht und Sitte (Der Kampf ums Recht)* A. Langen, 1903, (Bucher der Bildung, Bd. 9.) S. 7f. (村上淳一訳『権利のための闘争』, 岩波文庫, 30 頁)
- (34) Hume, D., *Essays Moral, Political, and Literary* edited by T. H. Green and T. H. Grose, 1964, P. 179. (『市民の国について (下)』 229 頁)
- (35) *LLL1*, p.1. (『法と立法と自由 I』 7 頁)
- (36) *LLL3*, p.21. (『法と立法と自由 I』 38 頁) ここでハイエクはウイリアム・ペイリー (Paley, W.) の言葉を引用している。
- (37) *LLL3*, p.22. (『法と立法と自由 III』 39-40 頁)
- (38) *LLL3*, p.23. (『法と立法と自由 III』 40 頁)
- (39) *LLL3*, p.26. (『法と立法と自由 III』 44 頁)
- (40) *LLL3*, p.3. (『法と立法と自由 III』 12 頁)
- (41) Kant, I., *Der Streit der Fakultäten*, 1798, S. A87. (小倉志祥訳『学部の争い』, 『カント全集第 13 巻』理想社, 414 頁)
- (42) 西山千明編『F・A・ハイエク新自由主義をとほ何か』東京新聞出版局, 1976 年